

群馬大学大学院保健学研究科将来構想委員会規程

平成23. 5. 24 制 定

改正 平成31. 4. 1 令和 7. 5. 1

令和 7. 12. 23

(設 置)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科に、群馬大学大学院保健学研究科将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部教育に関すること。
- (2) 学部教育評価に関すること。
- (3) 研究企画に関すること。
- (4) 研究評価に関すること。
- (5) 人事に関すること。
- (6) 企画に関すること。
- (7) 大学院改革に関すること。
- (8) 大学院評価に関すること。
- (9) 入試改革に関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) 入試・広報評価に関すること。
- (12) 若手支援に関すること。
- (13) 将来構想委員会の評価に関すること。
- (14) その他研究科長（以下「研究科長」という。）が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) パブリックヘルス学環長
- (4) 保健学研究科教務委員長
- (5) 保健学研究科広報委員長
- (6) 保健学研究科入学試験委員長
- (7) 医学部保健学科各専攻主任教授
- (8) 医学部保健学科教務部会長
- (9) 医学部保健学科厚生補導専門委員長
- (10) 医学部保健学科入学試験部会長
- (11) 医学部保健学科広報委員長
- (12) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第12号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(議 長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の構成員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副研究科長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の審議結果について保健学研究科執行部会に報告するものとする。

(部 門)

第9条 委員会に、専門的事項を審議するとともに必要な事項を処理するため、次の各号に掲げる部門を置く。

(1) 教育改革部門

(2) 研究改革部門

(3) 人事戦略部門

(4) 企画部門

(5) 大学院改革部門

(6) 入試改革・広報部門

(7) 若手支援・ハラスメント部門

(8) 評価部門

(事 務)

第10条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、保健学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

1 この改正は、令和7年5月1日から施行する。

2 この改正施行後、最初に委嘱される第3条第12号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

附 則

この改正は、令和7年12月23日から施行する。